

附 則（平成 22 年規則第 36 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 7 号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 72 号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 82 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 46 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 52 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 17 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 22 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 40 号）

この規則は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 18 号）

この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 26 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 41 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 58 号）

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

※岡山県規則は縦書であるが、このマニュアルでは横書きで表すために規則中「上欄」とあるのは「左欄」、「下欄」とあるのは「右欄」に読み替えている。